



## マイナンバーカードによる健康保険証利用(マイナ保険証)について

医療事務の高瀬です。今月はマイナ保険証についてお伝えしたいと思います。

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証は発行されなくなり、健康保険証として利用登録されたマイナンバーカードを基本とするしくみに移行しています。発行済みの健康保険証については、令和7年12月1日(国保は最長で令和7年7月31日)まで従来通り使用できるよう、経過措置が設けられています。

なお、マイナ保険証をお持ちでない方等については、資格確認書等を用いて医療機関等を受診することも可能です。(今月号8ページ掲載の「マイナ保険証一本化のお知らせ」もご覧ください)

### マイナンバー保険証を利用するメリット

#### ★よりよい医療が受けられる★

マイナ保険証で受付をすると、他院の薬情報や特定健診結果を当院の電子カルテで医師が確認できるため、重複検査を防いで、より適切な医療を受けられます。(本人の同意なく情報が共有されることはありません。)

#### ★各種手続きが便利・簡単に★

医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

#### ※中札内診療所では※

- ・お持ちのマイナンバーカードの保険証登録ができていない方は、診療所で非常に簡単に登録ができます! 不明点があれば職員にお声がけください。
- ・現状は発熱外来でのマイナ保険証での受付対応ができないため(機械がまだ設置できていないため)しばらくは保険証の持参をお願いします。

保険証の代わりにマイナンバーカードで  
**マイナ受付**  マイナンバーカードをお持ちの方は  
カードリーダーで受付を!

カンタン受付! **カードリーダーに  
マイナンバーカードを置いてください**



- ✓ 顔写真を表にして縦向きに置き、つきあたりまで押し当ててください
- ✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください

### 操作手順

- 1 カードリーダーにマイナンバーカードを置く。
- 2 顔認証か暗証番号を入力して、本人確認をする。
- 3 薬剤・健診の情報に同意する/同意しないの確認
- 4 受付手続き完了です!



中札内村立診療所  
公式HP

★ご不明点等ございましたら、お気軽に受付までお声がけください★